

公 告

次のとおり一般競争入札に付す。

令和2年4月6日

高砂市病院事業管理者 大 野 徹

1 入札に付する事項

(1) 件名

高砂市民病院で使用する電力調達（長期継続契約）

(2) 仕様等

別紙「高砂市民病院で使用する電力調達（長期継続契約）仕様書」のとおり

(3) 契約期間

令和2年7月1日から令和4年6月30日まで

（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定に基づく長期継続契約とする。）

2 入札参加資格

この入札に参加することができる者は、この公告の日から入札の日（以下「入札日」という。）までにおいて、次に掲げる事項のいずれにも該当するものとする。

(1) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく入札参加の資格制限に該当しないこと。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）であること。

(4) 高砂市外に本社、営業所等を有する者にあつては、国税に滞納がないこと。ただし、高砂市内に本社、営業所等を有する者にあつては、市税及び国税に滞納がないこと。

(5) 高砂市の指名停止基準に基づく指名停止を入札参加申込期限日及び入札日のいずれにおいても受けていないこと。

(6) 高砂市における暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年高砂市条例第5号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団密接関係者でないこと。

(7) 別に定める「高砂市電力の調達に係る環境配慮方針」の「環境配慮状況の基準」を満たしていること。

(8) 仕様書等の内容を熟知し、電力供給内容等を十分に理解した上で入札に参加できる

こと。

3 契約条項を示す場所及び期間

本件に係る契約書等は、次のとおり公開する。

(1) 公開期間

令和2年4月6日（月）から同月14日（火）までとし、高砂市民病院事務局総務課での公開は、午前9時から午後5時まで（ただし、日曜日及び土曜日を除く。）とする。

(2) 公開場所

高砂市民病院事務局総務課（電話079-442-3981）又は高砂市民病院ホームページ

4 入札参加申込書等の交付期間、交付場所及び交付方法

(1) 交付期間

令和2年4月6日（月）から同月14日（火）までとし、高砂市民病院事務局総務課での交付は、午前9時から午後5時まで（ただし、日曜日及び土曜日を除く。）とする。

(2) 交付場所

高砂市民病院事務局総務課（電話079-442-3981）又は高砂市民病院ホームページ

(3) 交付方法

無料で交付する。

5 入札参加資格の確認申請及び結果通知

この入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書兼誓約書及び参加資格確認資料等（以下これらを「申請書類」という。）を次の(1)から(3)までに定めるところにより郵送又は持参し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

(1) 提出期間

令和2年4月8日（水）から同月14日（火）までとし、高砂市民病院事務局総務課に持参する場合は、午前9時から午後5時までとする。

(2) 提出場所

〒676-8585 高砂市荒井町紙町33番1号

高砂市民病院事務局総務課 電話番号 079-442-3981

(3) 提出方法

郵送又は持参とする。ただし、郵送による場合は、書留郵便とし、期限までに必着のこと。

(4) 結果通知

令和2年4月16日（木）までに郵送等により通知する。

6 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時

令和2年4月28日(火)午後1時30分から

(2) 入札及び開札の場所

高砂市荒井町紙町33番1号

高砂市民病院2階講義室

電話番号 079-442-3981

(3) 入札書の提出期限及び提出場所

上記(1)及び(2)の日時及び場所に直接入札書を提出すること。

または、上記(1)の前日を期限とし、5(2)の場所へ書留郵便にて、必着のこと。

(4) 開札

上記(1)及び(2)の日時及び場所において行う。

(5) 落札者の決定方法

高砂市病院事業契約規程(昭和63年高砂市病院事業管理規程第17号)において準用する高砂市契約規則(平成7年高砂市規則第3号。以下「契約規則」という。)第11条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 免除

イ 契約保証金 (7)ケによる月額平均の電気料金に12を乗じて得た額の100分の10以上の契約保証金を契約締結の日までに納付すること。

ただし、保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その保険証書を同日までに提出したとき等契約規則第30条各号に該当する場合は、この限りでない。

(7) 入札に関する条件

ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到着していること。

イ 入札者又はその代理人が当該入札において2通以上した入札でないこと。

ウ この入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

エ 連合その他の不正行為によってなされたと認められる入札でないこと。

オ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

カ 一度提出した入札書は、これを書換え、引換え又は撤回をすることはできないものとする。

キ 代理人が入札をする場合は、職員の指示により委任状を契約担当者に提出すること。

ク 契約の締結は単価契約により行うので、入札に当たっては、基本料金、時間帯別

電力量料金等の契約単価を設定することを条件とする。

なお、この単価には、燃料費調整単価及び再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を除く電力の供給に必要な託送料金、諸経費等を含むものとする。

ケ 落札者の決定は、上記クによる契約単価に基づいて算出された契約期間に係る電気料金の予定総額を月数で割った「月額平均の電気料金（1円未満の端数を切り捨てた金額）」の比較によって行うものとする。

コ 月額平均の電気料金には、消費税及び地方消費税相当額を含むものとする。

なお、消費税率及び地方消費税率は、いずれも入札日時点の税率とし、全ての契約期間を当該税率で算出するものとする。

サ 入札者は、入札書に記載した金額の積算内訳を入札書に添えて提出すること。この場合において、積算内訳は、別に定める入札金額積算内訳書に記入すること。ただし、当該内訳書に積算の内訳を記載できない場合は、当該内訳書を見本に任意の様式を作成し、提出すること。

シ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

ス 入札の執行回数は、1回を限度とする。

(8) 支払条件

月払とする。

(9) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者のした入札、申請書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 詳細は、入札説明書による。

(3) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者あるいは当該入札者の従業員による、また、入札書を郵便によって提出された場合の当該入札者等が当該入札に立ち会わなかったときは、これに代えて、当該入札事務に係りのない職員により、くじ引きをし、落札者を決定する。